

社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会 会 員 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第19条に定める会員について規定するものとする。

(会員)

第2条 会員は社会福祉に関心を有し、この法人の目的に賛同して入会した者とする。

(会員の区分)

第3条 会員を次のように区分する。

- (1) 一般会員 (各世帯)
- (2) 賛助会員 (役員、社会福祉関係者、学識経験者及びその他の個人)
- (3) 団体会員 (社会福祉関係機関、団体、施設等)

(会費)

第4条 会員は以下の会費を納入するものとする。

2 会費は年額とし、次の区分による。

- | | | | |
|----------|-----|----|----------|
| (1) 一般会員 | 一世帯 | 年額 | 100円以上 |
| (2) 賛助会員 | 一口 | 年額 | 1,000円以上 |
| (3) 団体会員 | 一口 | 年額 | 3,000円以上 |

(会費の納入)

第5条 会費は一括納入とし、その年度内に納入するものとする。

2 すでに納入した会費は、過誤納の場合のほかは返還しないものとする。

(退会)

第6条 会員は次の場合に退会したものとする。

- (1) 死亡、転出、または解散したとき
- (2) 退会の申し出があったとき
- (3) 2年間引き続いて会費を納入しないとき

2 会員は退会した場合、納付金の返還を求めることができない。

(雑則)

第7条 この規程に定めない事項について必要あるときは、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 9 月 27 日から施行し、平成 17 年 3 月 22 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。